

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和2年3月24日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年6月5日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
山形中央高等学校	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行にあたっては、複数人で契約内容を確認し、あらかじめ変更契約が想定される契約については、事務処理計画を作成し、事務担当者以外にも進捗状況を確認できるよう、チェック体制を強化する。
産業技術短期大学 学校	収入の調定が適切でないものがある。	<p>会計局会計課あて対応方法について確認の上、本来の納期限（平成30年10月31日）により改めて納入義務者に督促状を交付した（令和2年3月26日付）。</p> <p>なお、現時点で前年度中の減額調定処理を財務会計システム上で是正することは不可能であるため、今後は債権管理簿上で本来の内容（納期限等）に沿って手作業で管理していくこととした。</p> <p>「徴収猶予」という特殊な取扱いに起因するものであったことに鑑み、今後、同様の事例があった際には同じ錯誤を生じないように、担当者・確認者間で取扱いに関する正しい情報を共有・伝承の上で、多重確認を徹底して再発防止を図ることとした。</p>
	未収金等の債権の管理が適切でないものがある。	<p>令和2年1月22日及び23日付で調定処理を行い、本人宛て通知した。</p> <p>未収金の入金があった際の取扱いに関する留意事項（延滞金徴収手続の実施等）を失念していたことによるものであり、今後、同様の事例があった際には同じ見落としを生じないように、担当者・確認者間で情報を共有の上、多重確認を徹底して再発防止を図ることとした。</p>
山形東高等学校	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行にあたっては、複数人で契約内容を確認し、契約における事務処理の遅延防止のため、事務処理計画を作成し、事務担当者以外にも進捗状況を確認できるよう、チェック体制を強化する。